

避難行動要支援者支援制度にかかわる Q & A

作成：健康福祉総務課

1 名簿情報について

Q1 情報提供に同意をすれば、必ず避難行動の支援をしてもらえるのですか

- 避難行動要支援者（以下「要支援者」という。）の対象となる方に対する調査等において、支援を要する状態にあり、地域への情報提供に同意をされた方の情報は、お住まいの地域の自治会等に避難行動要支援者名簿（以下、「名簿」という。）として提供します。
- 避難行動への支援は、地域の助け合いの範囲でお願いするもので、支援者は義務や法的責任を負うものではなく、また、危険な作業をお願いするものではありません。
- 要支援者ご自身やそのご家族も、「自分の身は自分で守る（自助）」という意識を持ち、隣近所の方々とのコミュニケーションをとっておくことが大切です。

Q2 名簿情報は誰と共有されるのか

- 名簿を提供する自治会長、地区民生委員児童委員協議会会長・区域担当民生委員、地区社会福祉協議会会長のほか、取り組みを行う推進メンバーとして、訪問活動や個別支援プラン表の作成などに携わる自治会役員等が情報を共有します。

Q3 名簿はいつ更新されるのか

- 名簿は1年に1度、引越し等人の異動が落ち着く6月から9月頃に更新し、前年に提供している名簿と交換しています。

Q4 同意した人の名簿だけではなく、同意していない人も含め全て情報をもらえないか

- 平常時において、市が情報提供できるのは、同意した方の情報のみです。

避難行動要支援者支援制度にかかわる Q & A

作成：健康福祉総務課

Q5 作成した個別支援プラン表やマップの更新はどうするか

- 健康状態は時間の経過とともに変化しますので、定期的な情報の更新が望めます。市が行う名簿の更新にあわせ、再訪問等により要支援者の状況把握をお願いしています。

2 地域の支援者、個別支援プラン表について

Q6 自治会未加入者への対応はどうすればよいか

- 民生委員は、自治会の加入・未加入にかかわらず、日常支援を必要としている方々への個別支援活動等を実施しているため、地域を担当している民生委員に協力をお願いしています。
- しかしながら、民生委員が複数の方の避難支援をすることは難しいため、自治会等のご協力もあわせてお願いしています。
- 災害時の取り組みを通じて、自治会未加入の方が加入に至った事例もあります。避難行動要支援者の取り組みをきっかけとして、自治会活動やご近所の大切さを伝えていただきたいと思います。

Q7 支援者について教えてください

- 支援者は、要支援者のご近所の方で、安否確認や避難場所までの付き添い等をしていただく方です。
- 支援者は、まず、ご自身やご家族の安全を確保した後で、要支援者の対応を行います。
- 地域の推進メンバーが要支援者の希望を聞きながら、支援者となっただけの方の了解を得て決めていきます。
- 要支援者が、直接ご近所の方に依頼されることもあります。

避難行動要支援者支援制度にかかわる Q & A

作成：健康福祉総務課

Q8 支援者だけでは、要支援者の避難・救助等は難しいと思うが、どうすればいいか

- 要支援者の避難・救助は、支援者だけに任せるものではありません。
- まず、安否を確認し、救助の手が必要な方を自主防災組織等につなげることをお願いしています。
- 避難支援が困難な状況であれば、消防機関等に伝え、救助活動に結び付けてください。

Q9 支援者は、どのくらいの地震があったときに安否確認を行えばよいか

- 安否確認についての明確な実施基準はありません。震度の程度ではなく、状況に応じて安否確認を実施していただきたいと考えています。
- 東日本大震災のような大きな地震に備え、日ごろから要支援者の状況把握を行っておくことで、いざというときに迅速な行動が可能となります。

Q10 個別支援プラン表は全て記入しなければならないのか

- 市が作成しているものは様式例であり、また、全ての事項を記入しなければならないものではありません。
- 要支援者との日ごろの関係を築きながら、少しずつお話の中で確認していくことも一つの方法です。
- また、市の個別支援プラン表の他に、各自治会が独自の様式で個別支援プランを作成している場合もあります。

Q11 個別支援プラン表は、地域の支援者も必ず共有しなければならないか

- 市では、個別支援プラン表を地域の支援者と共有していただくことを理想としていますが、要支援者と支援者相互の心理的な負担を勘案し、個別の事情に合わせ、共有する範囲を決めています。
- 同制度に取り組む自治会では、個別支援プラン表全体を共有するのではなく、要支援者の連絡先や緊急連絡先といった項目に絞って共有をしている例もあります。

避難行動要支援者支援制度にかかわる Q & A

作成：健康福祉総務課

Q12 日中に災害が発生した場合、働いている人たちは地域にいないがどうすればよいか

- 日中に災害が発生した場合、働いている世代は仕事に行っており、地域にいないことが予想されます。そこで、地域の学生等も災害時の重要な地域の力と考え連携を模索している地域もあります。
- また、家族で支援者を引き受け、昼と夜で、その時間に家にいる人が安否確認に行くというように役割を分担している場合もあります。

Q13 マンションにおける取り組み事例はあるか

- マンションによっては、非常にセキュリティが厳重で、外部からの接触が難しい場合もあります。
そのような課題の解消に向けて、マンションの管理組合との話し合いの場を設けるなど、避難行動要支援者支援制度の取り組みの理解と協力を求めるよう各地域で試行錯誤が行われています。
- 一例として、マンションや団地で、階段ごとに支援者を設定したり、上層階の方が避難時に階段を下りながら要支援者にお声かけをして、地上の避難場所まで向かうなど、様々な工夫をこらして取り組みを進めていただいております。

3 説明会の実施等、制度の理解促進について

Q14 自治会単位で、説明会を行いたいときは、どうすればよいか

- 市職員が当制度に関する説明をさせていただきます。これまでも、自治会の役員や班長等が集まる場で職員が説明をさせていただいています。
- 説明会を実施される場合には、健康福祉総務課へご連絡ください。
(電話：046-260-5604)

避難行動要支援者支援制度にかかわる Q & A

作成：健康福祉総務課

Q15 広く一般の市民に PR する必要があると思うが、市はどのように周知しているか

- 広報やまと、転入者へのチラシ配布、地域説明会などを通じて、広く市民の方々へ避難行動要支援者支援制度についての周知を行っています。

◎市の支援について

Q16 避難行動要支援者支援制度の実施にあたり、自治会への財政的な支援はあるか

- 補助金等の財政的な支援はありませんが、マジック、シール等の消耗品及び個別支援プラン表の用紙については、市から提供できるように準備をしています。